

'21年01月07日(木) 19時17分 宛先: 全国都市区医師会様

地域医療

会長	副会長	理事	事務局長
			事務局長

日医発第1027号(健Ⅱ414F)

令和3年1月7日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
中川 俊男
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会合において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、菅本部長より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされるとともに、基本的対処方針の変更がなされましたので、ご連絡申し上げます。

緊急事態措置を実施すべき期間および区域は下記のとおりであります。

○緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から2月7日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

○緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※基本的対処方針等は文書管理システム及び本会HP（以下 URL 参照）に順次掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html



16-17 (4)